

也、故に事を誤り記し作りかくいふにや、例せば、蟬丸を延喜第四の御子と造言する類にや、
〔檢校古事實記〕當道座中之事

一光孝天皇御宇、依有御憐愍之子細、座中江三ヶ國大隅、薩摩、之内雖被與領分、以來被停止畢、依之爲其替古今無相違守、檢校職、彼座中之祖號雨夜命稱來之云々、

一後小松院御時聽紫衣云々、依之爲檢校者連綿著之事、

一當家彼座中管領之事、依有不輕異子細、後白河院御宇以來、帶輪旨至古今無相違守此旨事、

右申傳條々、依小田切總檢校旅一所望、座中江記與者也、

久我大納言。

村田 檢校
甚一

波多野檢校
孝一

前々有之判形少き故、本紙之通寫置、

久我大納言

明暦二年十二月一日

〔瞽幻書〕一人皇百八代後陽成院の御宇、慶長癸卯年、源家康公天下一統に納させ給ふ節、時の座上伊豆總檢校恐懼に罷出、先格の通、御禮申上給ぬ、其時東照宮、當道古代之事御尋あらせらるゝに依て、伊豆祿一、古例の趣、一々申上しに、東照宮被爲聞召わけ、當道の格式、古例の通無相違、檢校勾當には、坐中の官物永代に被下置、坐頭以下の者どもにて、前々の如く、諸道の道の運上を被下置旨、被爲仰付、天下太平の御祝義千貫文被下置、頂戴被仰付、猶御家門方諸大名諸旗本御家人寺社百姓町人に入迄、諸道の運上、以來無相違當道へ可差出旨、一統に被仰出、其上、當道の式目御改有之、自今、右之條々堅可相守旨、伊豆錄一被仰付、御請申上、此時より別而、當道の法式諸法度の次第